

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 10 月 日

強引な光回線工事の勧誘にご注意を！

事例

Aさんの家に、突然、作業服を着た男性が訪問し、電柱に設置されているボックスを指差し、「電話会社Xのボックスに付け替えます。お宅のインターネット工事をするので見せてほしい。」と言い、今にも家に上がり込む勢いだった。

インターネット工事を頼んでいなかったAさんは驚いて、「X社に契約を変更する勧誘をしているのか？」と聞いたところ、「私が営業マンに見えますか。X社に変更して何か問題があるのか？」とまくし立てられた。(60歳代 女性)

今回の事例は、工事・契約の勧誘と思われますが、実際には何もせずに帰っています。

消費者センターからのアドバイス

- 1 突然訪問を受け、費用を求められたり、工事を勧められたりした場合は、その場で契約や支払いはせず、契約している電話会社に確認しましょう。
- 2 勧誘してくる業者の業者名・連絡先等を確認しましょう。
- 3 見知らぬ業者を、簡単に家に上げないようにしましょう。
- 4 電話やインターネット接続サービスなどの電気通信事業者との契約は、クーリング・オフできません。

(契約は書面がなくても成立するので注意してください。)

県内では、光ファイバー工事関連の相談が多数ありますのでご注意ください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)...午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口